

# 定 款

株式会社 京王ズホールディングス

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社京王ズホールディングスと称し、英文では、KEIOZU HOLDINGS COMPANY と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれらに相当する業務を営む会社（外国会社を含む。以下この条文において同じ。）の株式又は持分を取得することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 電気通信事業法による通信事業者の通信機器販売代理店業務
2. 電気通信機器及び事務機器の売買並びに保守業務
3. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
4. 衛星放送サービス、有線放送サービス加入の斡旋代理業
5. パーソナルコンピューター及び周辺機器の販売とインターネット接続代行業
6. ナトリウム、ビタミンビー、ビタミンシー、カルシウム等の健康食品の製造、販売及び輸出入業務
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造、販売及び輸出入業務
8. 食糧、水、飲料、油脂、樹脂、たばこ、塩、肥料、飼料及び農業・水産・林産・畜産製品の生産、販売、輸出入業務
9. 鉄、非鉄金属、鉱石の採鉱と貴金属、宝石の加工販売の輸出入業務
10. コールセンターの営業運営（アウトバウンド、インバウンド）及び市場調査、マーケティングリサーチ等の請負
11. 古物営業
12. 飲食店の経営と経営に伴う食料品の製造、販売、輸出入業務
13. 各種飲食業務に対する技術援助及び経営指導
14. クレジットカード加入促進、斡旋、代理業
15. 損害保険代理業・生命保険の募集に関する業務
16. 金融業及びリース業
17. 有価証券の投資運用
18. 土地の造成、店舗等建物の製造、建設及び不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理、鑑定、評価及びコンサルティング

19. 店舗の内装・外装の企画、設計、施行及びリース業、斡旋業
20. 上記各号に付帯する一切の業務

**(本店の所在地)**

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

**(機関の設置)**

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

**(公告方法)**

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## **第2章 株 式**

**(発行可能株式総数)**

第6条 当社の発行可能株式総数は、170,000株とする。

**(自己の株式の取得)**

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

**(株式取扱規程)**

第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

**(株主名簿管理人)**

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

**(基準日)**

第10条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

#### (招集者及び議長)

第12条 株主総会は代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第17条 当会社に取り締役3名以上を置く。

### (選 任)

第18条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他取締役会の定める取締役会規程による。

### (取締役会決議の省略)

第22条 当会社は、取締役会の決定事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

**(報酬等)**

第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**(社外取締役との責任限定契約)**

第24条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

**(員 数)**

第25条 当会社に監査役 3 名以上を置く。

**(選 任)**

第26条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**(任 期)**

第27条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

**(常勤監査役)**

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

**(監査役会)**

第29条 監査役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

**(報酬等)**

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(社外監査役との責任限定契約)**

第31条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

**(事業年度)**

第32条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

**(剰余金の配当)**

第33条 剰余金の配当は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

- 2 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

**(中間配当)**

第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

**(配当金の除斥期間)**

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。